健生食輸発1110第１号
令和８年11月10日

各検疫所長　殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
（公印省略）

食品衛生法第26条第３項に基づく検査命令の実施について
（インド産おくらのテブコナゾール及びベトナム産ドリアンのプロシミドン）

標記については、令和８年３月31日付け健生食輸発0331第１号（最終改正：令和８年11月９日付け健生食輸発1109第１号）により通知したところである。

今般、インド産おくらのテブコナゾール及びベトナム産ドリアンのプロシミドンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添１を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

１．別添１のインドの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
おくら及びその加工品（簡易な加工に限る。）	－	テブコナゾール	別表１の３によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるテブコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を削除し、

２．別添１のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ドリアン及びその加工品（簡易な加工に限る。）	－	プロシミドン	別表１の３によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるプロシミドンが検出されるおそれがあるため。

を削除する。